

学校施設開放事業利用希望者 各位

学校施設開放事業の新年度登録について

令和4年度（令和4年5月1日～翌年4月30日）学校施設開放事業のご利用を希望される団体は、下記記載事項をよく確認し裏面に記載されている①～⑤の書類を提出してください。

他団体と希望日・希望時間が重複し、ご希望に添えないこともありますので予めご了承ください。申請希望日が他団体と重なった場合、団体の代表者にその旨をご連絡いたしますので、後日代表者同士で調整してください。

記

◆利用資格

①本市に在住、在勤または、在学者が10人以上かつその団体の構成員の過半数を占め、開放施設使用団体登録申請書により教育委員会に登録した市内の団体。

※必ず監督者として、成人を含むこと。（特に小中学生クラブが利用する際、小中学生のみで利用することのないよう、監督してください。）

②営利目的（月謝など対価を得るなど）の利用でないこと。

③利用される方はスポーツ保険に必ず加入すること。

※利用される方の保険加入を証明できる書類（加入依頼書、加入名簿等の控え・写し）を利用開始日までに提出してください。

◆利用可能施設

- | | |
|------------|---------------|
| ・土岐津小学校体育館 | ・土岐津中学校体育館 |
| ・下石小学校体育館 | ・西陵中学校体育館、武道場 |
| ・妻木小学校体育館 | ・濃南中学校体育館、武道場 |
| ・駄知小学校体育館 | ・駄知中学校体育館、武道場 |
| ・肥田小学校体育館 | ・肥田中学校体育館、武道場 |
| ・泉小学校体育館 | ・泉中学校体育館、武道場 |
| ・泉西小学校体育館 | |

～裏面に続きます～

◆提出書類

- ①開放施設使用許可申請書
- ②開放施設使用団体登録申請書
- ③学校開放事業登録団体調査表
- ④学校施設開放事業利用団体名簿（新型コロナウイルス感染症対策）
- ⑤施設利用チェックシート

※提出方法はFAX・MAILでも構いません。ただしメールの場合は申請書を写真撮影した画像では受け付けることができません。

◆提出期限

令和4年3月11日（金） 厳守

◆注意事項

- 必ず10人以上（本市に在住・在勤または、在学者）の登録をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、「施設利用チェックシート」及び「学校施設開放事業利用団体名簿」を必ずご提出ください。
- 原則1団体1校の利用とします。但し、申請が他団体と重複がなく、空き時間がある場合のみ2校目以上の申請も受け付けます。複数校希望される団体は“開放施設使用許可申請書”に希望順位を記載してください。
- 利用希望面（体育館全面、半面、武道場）を記載してください。
- 体育館の電気を使用する団体は電気代が必要となります。

◆提出先

土岐市教育委員会 文化スポーツ課
〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101
TEL：0572-54-1111（内線352）
FAX：0572-55-6310
MAIL：gakkoukaihou@city.toki.lg.jp